

介護職員処遇改善等臨時特例交付金の継続に関する意見書

平成21年度の介護報酬改定で、介護職員の深刻な人材不足と介護事業者の経営危機打開を目的に、初めて介護報酬の引き上げが行われた。さらに、介護職員の処遇を改善するために介護職員処遇改善等臨時特例交付金の制度もつくられた。

しかし、この交付金は3年間の時限措置であり、現在、政府において、平成24年度以降の対応等が検討されているが、介護職員の離職や人材不足など深刻な状況が依然として続いている。また、来年度からは、介護職員が24時間対応で高齢者宅を訪問する新しいサービスが始まることになっており、夜間も働く介護職員を確保するためにも処遇改善の重要性は増している。

よって、国においては、介護職員処遇改善等臨時特例交付金を平成24年度以降も継続するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 9 月 2 9 日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	野田佳彦	様
財務大臣	安住淳	様
厚生労働大臣	小宮山洋子	様
衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	西岡武夫	様